

請願第 2 号

2024 年 3 月 13 日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満 様

教科書を考える川崎市民の会 共同代表 畑谷嘉宏・木村雅子

連絡先：川崎北合同法律事務所

多摩区登戸 3398-1、大樹生命ビル 5 階

電話：044-931-5721

2025 年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 の趣旨を踏まえた手順での採択を求める請願書

◆請願の趣旨

2024 年の教科用図書の採択は、2025 年度より川崎市立中学校で使用される教科用図書の調査研究および採択の協議が行われることを踏まえ、「地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「地教行法」という）」の趣旨に即したものとなるよう請願を提出いたします。

地教行法は 2014 年度に「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります」という趣旨にもとづき改訂されましたが、こと教科書の採択に関しては、「総合教育会議」ではなく、今まで通り教育委員会会議で行うこととの通達もでています。

改訂に際しての文科省初等中等教育局長の通知（「26 文科初第 490 号」）の「第二 教育委員会について」では、「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』（文部科学省実施）の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。」と述べています。

つきましては、教科書採択事務手続きのうち、「地域住民の民意を十分に反映」するため有用と思われる取り組みを維持されるとともに、一層の改善を行うことが必要であると考え、以下の請願事項を提出します。

◆請願事項

1. 市内 7 区ごとの教科書展示会場を維持し、さらに市民が教科書を良く読めるよう展示期間も長くすること。なお、一日の展示時間は、18 時から 19 時までに延ばすことや昼休み（12 時から 13 時まで）にも職員を配置し、教科書を読めるようにすること。
2. 教科書展示会場で、QR コードが見られるような機材と環境を整備すること。
3. 採択にあたっては、教職員の意見を取り入れるようにすること。
4. 他の教育委員会で行っているところもあるので、採択時のネット中継を行い、後日そのビデオが見られるようにすること。
5. 教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、従来通り傍聴希望者の全てが傍聴できる施設と休日に採択を行うこと。

なお、この件について意見陳述を希望します。

以上

